

令和8年第5回 札幌市教育委員会会議録

※非公開に係る議案（議案第4号及び報告第2号）を除く

令和8年第5回教育委員会会議

1 日 時 令和8年3月27日（金）13時30分～15時15分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	山 根	直 樹
委 員	佐 藤	淳
委 員	道 尻	豊
委 員	中 野	倫 仁
委 員	田 中	あ い
教育次長	廣 川	雅 之
総務部長 兼 労務担当部長	井 上	達 雄
学校支援担当部長	木 戸	拓 史
学校教育部長	佐 藤	圭 一
調整担当部長	吉 田	憲 史
児童生徒担当部長	喜多山	篤
教職員担当部長	菅 野	智 広
中央図書館長	前 田	憲 一
総務課長	千 田	博 史
高校再編準備担当課長	久 保	和 也
教職員課長	石 田	紘
庶務係長	牛 嶋	和 成
サービス・人事制度担当係長	渡 辺	敏 広
書 記	熊 谷	優 治

4 傍聴者 0名

5 議 題

議案第1号 札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について

議案第2号 札幌市立高等学校学則の一部を改正する規則案について

議案第3号 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

報告第1号 札幌市立義務教育諸学校に係る学級編制基準の改正について

議案第4号 学校職員に対する懲戒処分について

報告第2号 学校管理職の人事に係る臨時代理について

【開 会】

○山根教育長 これより令和8年第5回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議署名は佐藤淳委員と田中あい委員をお願いをいたします。

なお、朝倉由紀子委員からは所用のため会議を欠席されるご連絡をいただいております。

本日の議案第4号及び報告第2号は、人事に関する事項でございます。教育委員会会議規則第14条第1項第2号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、議案第4号及び報告第2号は公開しないことといたします。

◎議案第1号 札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について

○山根教育長 それでは早速、議事に入ります。議案第1号「札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

○総務部長 総務部長の井上でございます。議案第1号「札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について」ご説明をいたします。

この札幌市教育委員会行政組織規則は、教育委員会事務局等の組織や、各課が所管しております事務分掌について定めている規則でございます。

令和8年度より、学校連携支援室を新設することに伴いまして、一部改正が必要となりますことから、本規則案を提出するものでございます。

はじめに、令和8年度の機構についてご説明を申し上げます。資料10ページをご覧ください。向かって左側が現在の機構で、右側が令和8年度の機構となります。こちらにございます通り、右側にございます学校連携支援室を令和8年度から新たに新設いたします。

この「学校連携支援室」は、複雑化・困難化する学校の対応事案について、教育委員会の相談窓口等に寄せられた児童生徒やその保護者の方、学校などからの相談を集約し、迅速かつ組織横断的な視点でリスクの分析、初動対応の調整、継続事案のアフターフォローを行うことを目的とした部署でございます。

また、資料9ページ目をご覧ください。この機構改革に伴いまして、資料下段及び次のページの表のとおり、所要の規定整備を行うものでございます。

なお、この学校連携支援室の室長は、教職員担当部長が兼務をいたします。

ご説明は以上でございます。本案の通り規則を改正してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山根教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いをいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、議案第1号については提案どおり決定をされました。

◎議案第2号 札幌市立高等学校の設置規則の一部を改正する規則案について

○山根教育長 続きまして、議案第2号「札幌市立高等学校の設置規則の一部を改正する規則案について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育部長 学校教育部長の佐藤でございます。議案第2号「札幌市立高等学校学則の一部を改正する規則案」についてご説明いたします。

この度の教育委員会規則の一部改正では、彩輝高校の課程、学科を定め、生徒定員を段階的に変更すること、また、啓北商業高校と藻岩高校の生徒定員等を段階的に変更することを併せて行うため、「本改正案」を提出するものとなります。

本改正案のご説明の前に、彩輝高校の課程、学科及び生徒定員に係る改正の経緯や概要についてご説明いたします。本市教育委員会では、平成29年に「札幌市立高校教育改革ビジョン」及び「札幌市立高校教育改革実行プラン」からなる「札幌市立高校教育改革方針」を策定し、その中で大幅な中学校卒業生数の減少が見込まれる中、再編により一定の学校規模を維持しながら、これまで築いてきた特色や魅力をより一層発展させる必要があると考え、啓北商業高校と藻岩高校を発展的に再編した新設校を開校することといたしました。

その後、円滑な開校に向けて、公立高校の配置計画を所管する北海道教育委員会と協議した結果、令和9年度に募集学級8学級で単位制を導入した新設校を設置するとの計画が策定され、本市教育委員会において具体的な学科等について検討した結果、再編元2校で行われた普通教育、専門教育の特色や魅力を引き継ぐとともに、中学生の進学動向等を踏まえ、普通科5学級、商業科3学級で設置し、その他は配置計画のとおりとすることが適当であると判断したところです。

それでは、議案に沿ってこのたびの改正内容についてご説明いたします。お手元の議案の1枚目第1条と2枚目の新旧対照表をご覧ください。札幌市立高等学校学則の一部を改正する規則案ですが、2枚目の別表中の太線で囲んだ部分を改正するものとなります。

右側の改正後の別表をご覧ください。左から順に「名称」「課程」「学科」「生徒定員」となります。「名称」「課程」は先に行った学校設置条例の改正や道教委の配置計画の通りとなりますので、説明を割愛させていただきます。

次の「学科」についてでございますが、普通科・地域社会学科として「未来デザイン科」、そして3ページ目に続きまして、商業科として「ビジネスイノベーション科」を設置したいと考えております。

彩輝高校が設置する普通科は、文部科学省が示した普通科改革における普通教育を主とする学科の地域社会に関する学科として設置します。主な特色は、藻岩高校が築いてきた伝統を継承しながら、地域社会の課題や魅力に着目し、実践的な特色ある学びに重点的に取り組む学科とします。

次に商業科ですが新しいタイプの商業科として、デジタル技術とビジネスを融合させる学科として設置します。主な特色は、啓北商業高校が築いてきた伝統を継承しながら、商業の専門知識をベースに、社会や経済の課題解決策を思考し、実践を通して学ぶ学科とします。

最後に「生徒定員」ですが、両科ともに1学級あたり40人として、年次あたり未来デザイン科5学級とビジネスイノベーション科3学級を設けたいと考えており、1年次あたり、それぞれ200人、120人としております。

以上が第1条の規定による改正の概要であり、こちらは令和9年4月1日から施行したいと考えております。

次に3ページ目中ほど以降に記載した第2条、そして第3条ですが、それぞれ令和10年4月1日、令和11年4月1日から施行したいと考えているものであり、彩輝高校は2年

次、3年次と生徒定員が増えることによる改正、そして啓北商業高校と藻岩高校は、逆に令和9年度の生徒募集の停止後の定員の減少と閉校に係る改正としているものとなります。

以上が今回の規則改正案の内容になります。

そのほか、規則改正に関連するものとして、彩輝高校の学科やコンソーシアム、部活動の特色についてまとめた資料を、議案とは別にお配りさせていただきました。

この資料にありますとおり、普通科の生徒が商業科目を、商業科の生徒が普通科目をとれるような両科連携の特色を生かした3年間の学び、一般的な高校の2倍となる総合的な探究の時間により実現を目指す、自ら問いを立て解決していく学び、地域や企業等も取り込んで教育活動に活かすコンソーシアムの取り組み、外部の専門家の指導による新しい部活動の展開といった、多彩で魅力ある教育環境づくりを進めております。

教育委員の皆様方には、彩輝高校が多く生徒に選ばれる学校となるよう、引き続きご助言等をいただければとお願いし、補足が長くなりましたが、本改正案について、ご審議いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○山根教育長 はい。ご質問等ございましたらお願いいたします。

○佐藤委員 規則案については理解いたしました。概要の1番下のところの新たな部活のあり方について、これまで伺っていなかったのご説明いただくとともに、予定されていることがあれば、例えばこういった部活を専門志向とするか、あるいはサークル志向とするかお聞かせ願いたいと思います。

○高校再編準備担当課長 はい。それでは、高校再編準備担当課長で、新設高校校長の兼務発令を受けております久保からお答えさせていただきます。

部活動につきまして、まず専門志向は、いわゆる今までの高校で行っている部活動と同じように、競技の専門、実力を高めていきたい、大会やコンクールに出場していきたいという希望を持った生徒たちが参加する部活動となります。

それに対してサークル志向は、大学でやっているようなサークル的な部分で、やってみたいとか、新しい競技に挑戦してみたいとか、体験してみたいとか、あとは仲間づくりを目的とした活動となっております。

これは、今年、中学校の生徒さんを対象に希望をとったところ、こういった2つの要望があることが分かりましたので、新設高校には新しい学校だからこそ違うスタイルの部活動を用意してあげることが、生徒の意欲を掻き立てて学校で学んでいきたいという考えにつながると考え、2つ用意したところで。

そして実際に、専門的な志向の部活動について今考えているのは、両高校に存在する部活動で、かつ競技者数が多い部活動を設置しようと考えております。これは、ある程度の生徒数がないと活動がままならず、両校の生徒の参加人数や石狩地区全体の部活動の参加者数で選んでいきたいと考えております。

そして、サークル志向につきましても、気楽に行いたい種目が分からない部分があるので、生徒が入学した後に、このような種目を先生方は考えているということをお聞きしながら、生徒たちと話しながら、開設するサークルを考えていきたいと考えております。

○佐藤委員 ありがとうございます。外部の専門家を想定していると。サークル志向の方は興味関心に関わりますが、働き方改革と相まって、今後の高校における部活動のあり方の1つのモデルケースになる気がしていますので、ぜひ、開校後も情報をお届けいただければと思います。

○山根教育長 ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、議案第2号につきましても提案のとおり決定いたしました。

◎議案第3号 業務管理・健康確保措置実施計画の策定について

○山根教育長 続きまして、議案第3号「業務管理・健康確保措置実施計画の策定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

○労務担当部長 議案第3号、業務管理・健康確保措置実施計画の策定について、説明を申し上げます。

議案第3号「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定について、ご説明いたします。

令和7年6月に教員の給与や勤務条件を定めた法律である給特法が改正され、働き方改革をより一層進めるよう、各自治体において「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定することが義務付けられました。

本議案では、この計画の内容についてご説明させていただきます。

それでは、インデックスで「資料」と付けられたA3の資料をご覧ください。

まず「1 策定背景」ですが、冒頭に申し上げましたように、給特法の改正により、より一層の働き方改革を推進すべく、各自治体に対して、この計画の策定が義務付けられたところでございます。

続いて、「2 計画名」についてご説明します。計画の名称は、「札幌市立学校における働き方改革プラン～子どもたちの豊かな学びを育む教育のために～」としております。

これは、働き方改革が、単に教員の勤務時間の「時短」を目的としているだけではなく、働き方改革によって生まれた時間を活用し、子どもと向き合う時間を増やすことで、結果として子どもたちの教育に還元されるということをコンセプトとしております。

この計画が教員だけでなく、学校と関わる保護者や地域の皆様にもしっかりと伝わるよう、このような計画名としたところでございます。

計画期間につきましては、法律の施行時期である令和8年度から、文部科学省が定める目標期間と同様に、令和11年度末までといたします。

次に「4 計画目標」をご覧ください。この計画では「時間外 在校等時間に関する目標」と「ワークライフバランスに関する目標」を定めております。「(1) 時間外 在校等時間に関する目標」はいわゆる時間外勤務に関する目標です。文部科学省は令和11年度までに年間平均30時間程度に削減することを目標として定めておりますが、参考として掲載している令和6年度の時間外 在校等時間の実績を見ていただくとわかるとおり、本市においては、既に30時間以内とすることを達成しておりますことから、より高い目標として25時間以内としました。

「(2) ワークライフバランスに関する目標」につきましては、年次有給休暇や男性育児休業の取得率の「働きやすさ」、ストレスチェックにおける高ストレス者の割合や仕事の満足度の「働きがい」の観点から目標設定をしたところでございます。

つづいて、資料右側をご覧ください。「5 業務量管理のための取組」です。「(1) 教育委員会が実施する取組」と「(2) 学校が実施する取組」に分けてご説明いたします。

「(1) 教育委員会が実施する取組」につきましては、「ア 勤務時間を意識した働き方」、「イ 業務の精選・環境整備」、「ウ チーム学校体制の整備」の3つを重点項目として掲げております。

特に、「イ 業務の精選・環境整備」の3点目、「学校と保護者等との良好な関係づくり」について補足の説明をさせていただきます。

文部科学省は「学校以外が担うべき業務」として、「保護者等にかかる困難な事案の対応」ということが掲げておりますが、本市としては、学校と保護者は、ともに子どもを育てるパートナーであり、良好な関係を築くことは、子どもが安心して学ぶために極めて重要と考えております。そのため、学校と保護者等との良好な関係づくりのためのガイドラインを策定してまいりたいと考えております。

次に、「(2) 学校が実施する取組」についてです。ICT環境などのハード面の整備を進めており、学校主体で様々な校務の改善などを引き続き進めてまいりたいと考えております。

次に「6 健康確保措置のための取組」です。職員が心身の健康を保持しながら働けるように、引き続き、長時間勤務者への医師の面接指導や教職員相談室による相談受け入れを実施してまいりたいと考えております。

最後に、「7 策定にあたって」になります。学校の働き方改革を進めていくうえで、保護者の皆さんや地域の方々に、こうした取組を理解していただくことが欠かせないと考えております。

そのため、このたび、計画を策定するにあたり、どのくらい学校における働き方改革に関する取組が認知されているのか、保護者の方がどのような考えをお持ちなのかを把握するために、保護者アンケートを実施しました。

保護者の皆様からは様々な意見をいただきましたが、改めて、働き方改革の趣旨や目的が伝えることができていないということが分かりました。

中には、働き方改革を進めることで子どもたちへの教育がどうなるのかといった不安があるというご意見もいただきました。

このため、学校だけではなく、保護者や地域の方々にもしっかりと働き方改革に係る情報を発信していく必要があると考えております。

また、こうした取組を進めるうえでの信頼関係の構築に向け、子どもたちや保護者の方が不安を抱くことのないよう、学校現場と連携して取り組んでまいります。

本日、本計画をご承認いただけましたら、先ほどのご説明のとおり令和8年4月1日から運用することといたしたいと考えております。

計画を策定して終わりではなく、本計画に基づいた取組を進めていくことで、今後も学校と教育委員会が両輪となって、教員の長時間労働の解消を図り、子どもたちのより良い教育を目指してまいります。

私からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山根教育長 ありがとうございます。ご質問・ご意見がございましたらお願いします。

○佐藤委員 ぜひ、計画を進めていただければと思います。定量的な指標ももちろんありますが、やはり学校の先生方の働き方改革の一番のポイントになるのが、今ご説明いただきました資料右側中段の学校と保護者との良好な関係づくりだと私は思っております。文部科学省の14の分類も併せて、ぜひ今後保護者の方々への情報発信に力を入れていただければと思います。

願わくば、自分たちが学校教育を受けた時代とは変わった、変化というより学校が進化しているという理解を得ることが、すごく大事だと考えますので引き続き情報発信をよろしくお願いいたします。

○山根教育長 その他、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、議案第3号につきましては、提案どおり決定されました。

続きまして、報告第1号、札幌市立義務教育学校等に及ぶ学級編成基準の改正についてであります。事務局から説明をお願いします。

◎報告第1号 札幌市立義務教育学校等に及ぶ学級編成基準の改正について

○山根教育長 続きまして、報告第1号「札幌市立義務教育学校等に及ぶ学級編成基準の改正について」であります。事務局から説明をお願いします。

○教職員担当部長 教職員担当部長の菅野でございます。私から報告第1号についてご説明いたします。

本件は、中学校第1学年における少人数学級拡大に係り、別紙「札幌市立義務教育諸学校学級編制について」につきまして、中学校第1学年の生徒で編制する学級に係る1学級の生徒の数の上限を、40人から35人に引き下げる改正を行ったものでございます。

詳細については、インデックスの「参考」をご覧ください。こちらは、令和8年4月の「義務標準法」の改正概要となっております。資料中段の「2概要」(1)のとおり、中学校の学級編制の標準が40人から35人に引き下げられました。

また、(1)にある表の計画のもと、第2学年および第3学年においても、学年進行により段階的に引き下げられることが示されています。

それに伴い、令和8年度においては札幌市においても、中学校第1学年について40人から35人に引き下げるよう学級編制基準を改正したところです。

本件につきましては、以上でございます。

○山根教育長 はい。ご質問・ご意見がございましたらよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、報告第1号については以上とさせていただきます。

議案第4号及び報告第2号は公開しないことといたしますので、傍聴の方、恐れ入りますが退席をお願いいたします。

以下、非公開